

国民年金だより

お知らせ

納付期限までに納めましょう

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額15,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対し、電話、書面、面談により早期に納めていたくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金を課すだけでなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料の免除制度や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対し、電話、書面、面談により早期に納めていたくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金を課すだけでなく、※納付

義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由などで保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますの

で、町の国民年金窓口へご相談するようお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

付することが経済的に困難になつたものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、年金事務所へご相談ください。

年度途中から納付方法が変更されていることがありますので、ご注意ください。

各納付期限までの納入をお願

付しています。給付金事業の実施に際し、「子育て世帯臨時特例給付金」に絡む詐欺被害が懸念されています。

【振り込め詐欺にご注意ください!!】

お知らせ

国民年金保険料免除などの申請について

お知らせ

保険料(税)の納付について

お知らせ

平成27年度の「国民健康保険税納税通知書」、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」、「介護保険料納付通知書」は7月中旬に送付します。

納入方法が年金からの天引き(特別徴収)ではなく、口座振替の申請をしていない普通徴収の方には納付書も合わせて送付します。

以前は年金から特別徴収さ

れていても普通徴収に切り替わっている場合や、その逆に普通徴収から特別徴収に切り替わっている場合もあります(年間保険料(税)への影響ありません)ので、通知書の内容をご確認ください。

※4、6、8月は年金から特別徴収されていたが、それ以降は普通徴収(4期~8期)に切り替わっている場合など、

高知西年金事務所

■875-1717

町民課

■893-1111

吾北総合支所住民福祉課

■867-2300

本川総合支所住民福祉課

■869-2112

子育て世帯臨時特例給付金について

お知らせ

臨時特例給付金について

●ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでしまうことは絶対にできません。

●町や厚生労働省などが「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料の振込みを求めるなどは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(#[#]9110)にご連絡ください。

6月上旬に申請書などを送付しています。申請期限は、11月30日(月)までです。支給対象者となる可能性のある方

6月上旬に申請書などを送付しています。申請期限は、11月30日(月)までです。支給対象者となる可能性のある方

は、申請書に必要書類を添えて、申請期限までにお忘れなく提出をお願いします。

支給対象となる可能性のある方で、申請書が届いていない場合や、ご不明な点がありま

ましたら、問い合わせ先まで

■問い合わせ
ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野内)
■893-3818

吾北総合支所住民福祉課
■867-2300

本川総合支所住民福祉課
■869-2112

お問い合わせください。